

第 6434 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 11日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 自筆証書遺言書保管制度

Q : 法務局における自筆証書遺言書保管制度が創設されたそうですが、どのようなものなのでしょうか？

A : 次のようなものです。

【解説】

法務局における自筆証書遺言書保管制度とは、一定の様式による自筆証書遺言を法務局において保管することで、遺言書の偽造や変造、紛失などのトラブルをなくそうとするもので、平成30年の改正相続法と同時に成立した制度です。施行は、令和2年7月10日からです。

保管の申請対象となるのは、自筆証書遺言書のみで、遺言書の封のされていない法務省令で定める様式に従って作成された遺言書でなければなりません。

保管の申請は、遺言書を事前に作成した上、申請書と添付書面を用意し、遺言者本人が遺言書保管所に行って手続きを行わなければなりません。

保管の申請ができるのは、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局です。

遺言者は、保管されている遺言書の閲覧請求することができ、また、遺言書の保管の申請を撤回することができます。

また、遺言者の相続人・受遺者等は、遺言者の死亡後に遺言書の画像情報等を用いた証明書(遺言書情報証明書)の交付請求及び遺言書原本の閲覧請求をすることができます。

遺言書の保管申請をする場合は、1件につき3,900円が必要です。【三輪厚二税理士事務所】

